

知事メッセージ

新型コロナウイルスの感染が急拡大している首都圏の1都3県に対し、本日、国は緊急事態宣言を発出しました。

これを受けて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

〔県民の皆さんへ〕

- 特措法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除いて、徹底した外出の自粛を要請します。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けることや、テレワーク、時差出勤など、感染を防ぐ取組を徹底してください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 特措法第24条第9項に基づき、1月8日から1月11日までの間は、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店においては、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただくよう要請します。
- 1月12日から2月7日までの間は、全県の飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただくよう要請します。
- この要請にご対応いただいたお店には協力金を支給します。ご対応いただけない場合は、特措法第45条第2項に基づく要請等、必要な措置を行うこともあります。
- このほか、特措法に基づく要請ではありませんが、遊興施設や運動・遊技施設など、飲食につながる可能性がある施設に対して、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までの短縮に、ご協力いただくようお願いいたします。
- イベントについては、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請します。この要請は、1月8日以降の新規販売分に適用します。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務をお願いいたします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の呼びかけを行うようお願いいたします。

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いします。

〔大学や学校関係者へ〕

- 学生・生徒へ、基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛について、呼びかけを行うよう要請します。特に、寮生活、クラブ・部活動など、集団行動における感染防止対策の徹底を要請します。

こうした様々な要請やお願いを行うのも、皆さん自身や、ご家族、友人など、大切な方の命を守るためです。

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組むとともに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充します。

県民の皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り切りましょう。

令和3年1月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治

別表ア 特措法第 24 条第 9 項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている以下の店舗 バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等

別表イ 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設

(人が集まり、飲食につながる可能性がある施設)

施設の種類	施設
遊興施設等	食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない以下の店舗 バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等
運動、遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等
集会・展示施設	集会場、公会堂、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、博物館、美術館又は図書館 等
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超）※ サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く） ※ 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠かすことができない物品の売場を除く

※ ネットカフェ・マンガ喫茶は感染防止対策が徹底されることを前提に施設の使用制限等を行わない。

別表ウ 特措法によらない人数上限 5,000 人かつ収容率要件 50%以下の働きかけを行う施設

劇場、観覧場、映画館又は演芸場等
集会場、公会堂
展示場、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
運動施設、遊技場
博物館、美術館又は図書館

別表エ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていることを前提に、施設の使用制限等の要請を行わない施設

学校
保育所、介護老人保健施設等
大学等
生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品)の物品販売業を営む店舗
遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設
サービス業を営む施設のうち、生活必需サービスを営む店舗
学習支援業を営む施設

1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、5時から20時までの時短営業

(酒類の提供は11時から19時まで)

(令和3年1月12日から2月7日までの間)

全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業

(酒類の提供は11時から19時まで)

2 企業におけるテレワーク等の徹底について

- 出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の働きかけ
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感
- 染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時
- の密を防ぐ取組の徹底の働きかけ
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

時期	収容率	人数上限
1月8日～2月7日	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。